

求職者支援法案(仮称)

法案の概要

雇用保険を受給できない求職者であって、労働の意思及び能力を有する者に対し、その就職の促進のために必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活の安定に資するための給付金を支給すること等を内容とする制度を創設する。

検討状況

現在、労働政策審議会(職業安定分科会雇用保険部会、職業能力開発分科会)において具体的な制度設計について検討中であり、年内に報告書を取りまとめ、来年1月中に法律案要綱を諮問・答申予定。

施行期日

平成23年度中

別紙

求職者支援法案(仮称)

1 法案の概要

雇用保険を受給できない求職者であって、労働の意思及び能力を有するものに対し、その就職の促進のために必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活の安定に資するための給付金を支給すること等を内容とする制度を創設する。施行期日については、平成23年度中を予定。

2 法案が必要と考える背景・理由

非正規労働者や長期失業者の増加等を受け、雇用保険を受給できない離職者等に対する支援の必要性が高まっていることを踏まえ、雇用保険を受給できない者に対するセーフティネットを強化することが必要である。

3 具体的な改正事項又は創設事項について

具体的な制度設計については、緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえつつ、現在労働政策審議会において検討中であるが、目的、制度の対象、訓練、給付金の支給、不正受給の場合の返還命令、訓練機関への立入検査権限、罰則等については、法律に規定する必要があると考えている。

4 その他特記事項

(1)予算・税制との関係

- ①必要な予算については、平成23年度概算要求において事項要求としており、予算編成過程において検討することとしている。
- ②平成22年度税制改正大綱において、本制度の給付については、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされている。

(2)他省庁との調整状況

今後、予算について財務省と、罰則規定について法務省と調整していく必要がある。

(3) その他

①閣議決定

○新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6) 雇用・人材戦略

(成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

「第二のセーフティネット」の整備(求職者支援制度の創設等)や雇用保険制度の機能強化に取り組む。

※ 工程表において平成 23 年度に実施すべき事項として記載

②与党マニフェスト

○民主党マニフェスト 2010

「2011 年度中に「求職者支援制度」を法制化するとともに、失業により住まいを失った人に対する支援を強化します。」

③労働政策審議会

現在労働政策審議会(職業安定分科会雇用保険部会、職業能力開発分科会)において具体的な制度設計について検討中であり、年内に報告書を取りまとめ、来年 1 月中に法律案要綱を諮問・答申予定。

「新成長戦略」と「各党のマニフェスト2010」

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6) 雇用・人材戦略

(成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

「第二のセーフティネット」の整備(求職者支援制度の創設等)や雇用保険制度の機能強化に取り組む。

※成長戦略実行計画(工程表)では、求職者支援制度の創設は「2011年度に実施すべき事項」とされている

各党のマニフェスト2010

民主党	自由民主党	公明党	社会民主党	みんなの党
<p>6. 雇用 <u>2011年度中に「求職者支援制度」を法制化するとともに、失業により住まいを失った人に対する支援を強化します。</u></p> <p>[実現したこと] 42. 求職者支援制度 職業訓練の受講を条件に手当を給付する事業をスタートさせ、既に12万人以上の方に職業訓練を提供しています。</p> <p>(参考)マニフェスト2009 職業訓練期間中に、月額最大10万円の手当(能力開発手当)を支給する「求職者支援制度」を創設します。</p>	<p>63 生活に困窮している世帯の生活支援の拡充 わが党が実施した職業研修や訓練を行っている方々に生活支援を行う緊急人材育成事業について恒久化するとともに、内容を充実します。 若年者を中心に就労可能な者については、仕事へ就くよう促すため、緊急人材育成事業の活用を前提とした上で、新たな生活保護制度を含め支援制度を見直します。</p>	<p>●訓練・生活支援給金制度の恒久化 雇用保険の対象となる失業などに対し、職業訓練の提供と訓練期間中の生活保障として最大月12万円を支給する「訓練・生活支援給付金制度」や、中小企業やNPO法人などでオンライン・ザ・ジョブトレーニング(職場内訓練)が受けられる「実習型雇用支援事業」を、雇用保険につづく「第2のセーフティネット」として恒久化します。また、対象となる職業訓練のメニューを、医療事務やヘルパー、理美容業など社会的ニーズや対象者のニーズに合わせ拡大します。</p>	<p>再建02 「もっとしごと」働く者の使い捨てを許さない 7. 職業訓練と生活支援費を支給する「求職者支援制度」を法制化します ○緊急人材育成支援事業(雇用保険を受給できない人等に職業訓練と生活支援費を支給)の実施を踏まえ、求職者支援制度を法制化します。雇用保険と生活保護の間に位置する新たなセーフティネットとして機能強化をはかります。</p>	<p>2. 格差を固定しない「頑張れば報われる」雇用・失業対策を実現する ③雇用保険と生活保護の隙間を埋める新たなセーフティネットを構築。雇用保険が切れた長期失業者、非正規労働者等を対象に職業訓練を実施。その間の生活支援手当の給付、医療保険の負担軽減策、住宅確保支援を実施。</p>

「緊急人材育成支援事業」について

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。

事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主

【離職者等】
(雇止め等により離職した非正規労働者等)

ハローワーク
ニーズや状況に応じて求職者の送り出し

緊急人材育成支援事業

無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

① 職業訓練の拡充

- ・ 新規成長や雇用吸收の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

② 訓練期間中の生活給付

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ(月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

●事業開始:

7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

7月29日 職業訓練順次開始

●実績: 【訓練】受講者数 96,947人

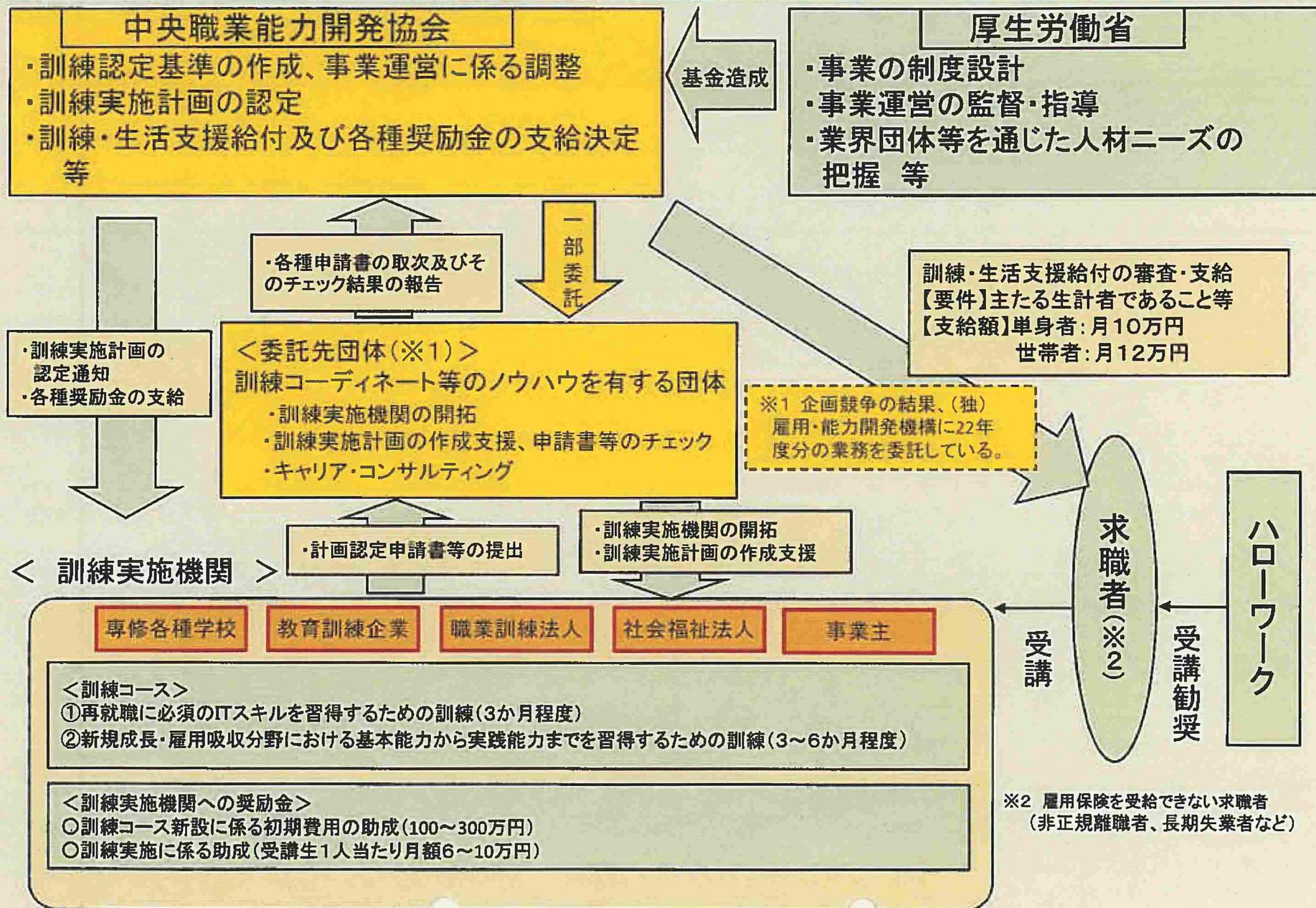
【給付】受給資格認定件数 69,334件
(22年9月7日現在)

緊急人材育成・就職支援基金

23年度～

新たな制度として検討

「緊急人材育成支援事業」の概要



基金訓練の実施イメージ

基礎的能力の習得のための訓練

基礎演習コース (3~6ヶ月程度)

- ・基礎力の養成
- ・主要な業界、職種に係る短期間の体験の場の提供等

職種横断的スキル向上のための訓練 (3ヶ月程度)

- ・ITスキル
- ・会計・簿記 等

実践演習コース (3~6ヶ月程度)

- ・各業界、職種で求められる知識・技能の習得

【実践演習コースの主な実施分野と規模】

分野・職種	具体的な訓練コース
情報通信、情報処理、コンピュンツ等	プログラム(JAVAなど)・ソフトウェア・コーディネーター・システム運用・構築プロモート 等
介護・福祉	介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級 等
医療	医師事務作業補助者(医療秘書)等
農業	造園、農業経営 等
環境	リサイクル、第二種電気工事士 等
地域ニーズ	地場産業、ものづくり、観光、サービス等の地域ニーズに対応したものの(上記分野を含む)

訓練・生活支援給付の概要

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の**生活費を給付**(希望者には**貸付を上乗せ**)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1)単身者	10万円	上限5万円
(2)被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※1 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくとも、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。

また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。